

『魏志倭人伝』に描かれた「伊都国」 —『後漢書倭伝』の「予断」を批判する—

榎原英夫（元 伊都国歴史博物館館長）

糸島市立伊都国歴史博物館が開館20周年を迎えたことをお祝い申し上げ、うち7年間を館長として勤務させて頂いたことに感謝申し上げる。

本館は嘗ての「伊都国」の中心地に立地し、平原遺跡出土品（国宝）等を展示していることもあります。地方都市が運営する施設としては、全国から多くの見学者を集める稀有な存在である。

今後共、本館が糸島市民や全国民から愛され、地域活性化の核となり、あわせて古代史の学術的発展に寄与されることを願って止まない。

この機会に、晋の陳寿撰『三国志』魏書烏丸鮮卑東夷伝倭人条（3世紀／以下『倭人伝』）というが「伊都国」をどのように描いているかを検討し、あわせて『倭人伝』を踏襲する宋の范曄撰『後漢書』東夷列伝倭条（5世紀／以下『後漢書』）という）の「予断」を検証する。

1 『魏志倭人伝』は5段落構成である

『倭人伝』は一般的に3段落構成として読まれている。(1)倭の位置と国別の模様を記す段落、(2)倭地の風俗・政治経済等の実態を記す段落、(3)倭国と魏との外交交渉を実録する段落である（三品彰英『邪馬台国研究総覧』注解・補注1970）。

しかし『倭人伝』は三品の第(2)段落部分を3分割し、全5段落構成として読むべきである。すなわち、最初と最後の段落はそのままに、(2)倭地の風俗・産物等を記す段落、(3)伊都国の政治的特殊性を記す段落、(4)倭国の歴史及び倭地以外の国を記す段落である。

第(3)段落は僅か67文字であるが「伊都国」に特化した段落であり、「一大率」の存在と権能、及び「諸外国への遣使並びに帶方郡使の来倭時に係る権能」につき記される。また第(2)と第(4)の段落では大きく記述内容を異にする。5段落構成での読み解きは、陳寿の必ずや意図するところであり、恣意的かつ安易な段落間の混讀は許されない。この5段落による厳密な読み解きから全く新しい地平が拓けるものと確信する。

范曄は『後漢書』撰述に当り、『倭人伝』の段

落構成を無視混讀し、予断をもって改変している。その一例を掲げて注意を喚起したい。

【その1】『後漢書』の一節に「その地、大較会稽・東治の東にあり、朱崖・儋耳相近し」とある。これは『倭人伝』が〔黥面文身とその由来など〕を説明する「當に会稽・東治の東にあるべし」及び〔風俗淫ならず〕を説明する「有無する所、儋耳・朱崖と同じ」を踏襲しているのであるが、『後漢書』はこれら『倭人伝』が第(2)段落で扱う倭地の風俗に係る記事を、『倭人伝』の第(1)段落関連記事として扱い、記載場所を巧みに操作している。

さらに『後漢書』は『倭人伝』の「當在会稽東治之東」を「大較在会稽東治之東」とし、再読文字の「當」を敢えて脱落させて「大較」に書き換えている。これにより『倭人伝』の「倭地は会稽・東治の東方にあるのだろうか」という程度の文意は、『後漢書』によって「倭地は概ね会稽・東治の東方にある」¹⁾と断定されたのである。

【その2】『後漢書』の後半部分に「女王國より東、海を度る千余里、拘奴國に至る、皆倭種と雖も女王に属せず。女王國より南四千余里、侏儒國に至る」とある。これは『倭人伝』第(1)段落の〔その余の旁国〕に続く「その南に狗奴國あり、(略)女王に属せず」及び(4)段落の〔倭地以外の國の存在〕を説明する「女王國の東、海を渡る千余里、復た國あり、皆倭種なり。又、侏儒國あり、其の南にあり(略)女王を去る四千余里」とある文章を切り刻んだ上で、それを恣意的に繋ぎ合わせて全く新しい文章を作成し、『倭人伝』とは全く異なる意味づけをしている。正に換骨奪胎である。

このように范曄は、明確な意思を以て『倭人伝』の「南」を「東」に改変しており、この『後漢書』の予断に基づく改竄に背中を押される形で「故に余は比の南を東と解して…」（内藤虎次郎『卑弥呼考』1910）など、「邪馬台国畿内説」論者の「南」を「東」に読み変える素地ができたものと思う。

ここに白鳥庫吉は、「『後漢書』の此の文（自女王國東、度海千余里、至拘奴國。雖皆倭種而不属

女王。自女王国南四千余里、至侏儒国。以下略)を以て『魏志』の本文に対照する時は、前者が後者を剽窃踏襲したる形跡、顯然として亦蔽ふべからず」とし「これ正しく原書の意と背馳し、誤謬を後世に伝へたるものと謂ふべく、本朝の史家が女王国の方位に就いて正当の解釈を得ざりしは、全く此曲筆に基づく」と痛烈に批判している(白鳥庫吉『倭女王卑弥呼考』1910)。

2 「世有王皆統属女王国」の読み方を問う

『倭人伝』には、第(1)段落中の「伊都國」に係る部分に極めて重要な文章がある。「世有王皆統属女王国」である。次の①又は②の釈文を考えられる。

①世王あるも、皆女王国に統属す。→現状定説
②世王あり。皆女王国を統属す。

この「皆女王国に統属す」なのか、「皆女王国を統属す」なのかの議論に先立ち、「世有王」の「王」とはどこの「王」か、また「皆」とはどういう意味かという議論がある。つまり『倭人伝』の「伊都國に到る」に続く「官を爾支と曰い、副を泄謨觚・柄渠觚と曰う。千余戸(『魏略』は「万余戸」)あり。世有王皆統属女王国。郡使の往来常に駐まる所なり」という、明らかに「伊都國」を説明する文章の中の「世有王皆統属女王国」のみを取り出して、「伊都國のことを説明しているのではなく、『皆』は対馬国から伊都国までの全ての国の『王』である」とする意見である(橋本増吉『邪馬臺国論考』1997)。

このように「皆」に関する議論は活発であるが、「女王国に統属す」なのか「女王国を統属す」なのかという議論は殆ど見られない。「皆」の議論も「女王国に統属す」と読むことから生じる矛盾を解決するためのものである。「女王国に統属す」と「女王国を統属す」では、天地が逆転する。このように重大な部分に関する議論が生じるのは、「女王国」の意味を曖昧にしていることに起因すると思われる。つまり「女王国」は「邪馬台国(倭国の首都国)」を指しているが、橋本などはその「邪馬台国」は「邪馬台国連合=倭国」と同義であって、広域的国家であると捉えているからである。伊都国は広域国家である「女王国」の中の一国であるから、当然「女王国に統属」している筈だ—と。

この点、対馬国から邪馬台国までの各国を列挙する『倭人伝』第(1)段落の文脈からしても「世有王皆統属女王国」は「伊都國」を説明する文章であることは明白である。つまり①の釈文は「伊都國では代々王が継承されており、その全ての国王は女王国(邪馬台国)に統属されてきた(今もそうだ)」となり、②の釈文は「伊都國では代々王が継承されてきた。その国王は女王国(邪馬台国)を統属していた(今は女王卑弥呼を戴く邪馬台国連合の中の一国である)」となる。

ちなみに①伊都國地域では三雲南小路王墓(紀元前後)・井原鎧溝王墓(2世紀初頭)・平原王墓(2世紀終盤)という超厚葬墓が発見されており、紀元前後から2世紀終盤まで、強大な権力を持った王の存在が時系列で確認されている。また②女王卑弥呼を共立して成立した「邪馬台国連合」は、後漢の桓帝・靈帝の在位中(146~89年)に勃発し、終息した「倭国大乱」を契機としている。

①の場合、紀元前後から強大な権力を保持する「伊都國(倭国王)」が、倭国を構成する1/29国にしか過ぎない「邪馬台国」に、長期にわたり従属していたことになる。このことは、『倭人伝』などの記述に矛盾するばかりでなく、考古学の成果からも、とても容認できるものではない。これを②で解釈すれば忽ち氷解する。『倭人伝』は、「今でこそ邪馬台国(倭國)の女王は倭国王として29か国から共立され、邪馬台国連合の女王として崇められているが、嘗ては伊都國王が倭国王として邪馬台国を従属させていた」と語っているのである。

ここで「皆統属女王国」の読み方につき補足する。一般に「主語十述語(他動詞)+目的語」で構成される文章は「仁者愛人(仁者は人を愛す)」のように作文し、「主語十述語(自動詞)+補語」の場合は「水流湿、火就乾(水は湿に流れ、火は乾に就く)」のように作文する。また、後者の場合「良薬苦於口」のように補語の前に「前置詞」の「於・于・乎」を用いることが屡々である。「皆統属女王国」の「統属」は他動詞にも自動詞にもなり得るが、他動詞的傾向が強い。陳寿は当代唯一の文章家である。陳寿が確実に「皆女王国に統属す」と読ませたいのであれば「皆統屬於女王国」と作文したに違いない。このように「世有王皆統属女王国」は「伊都國」の特殊な立場を証しているのであり、「世王あり。皆女王国を統属す」と

釈文されるべきである。

さて、『倭人伝』が「伊都国」について特記する「世王有り。皆女王國を統属す」を、『後漢書』は伊都国に限定することなく「國、^{*}皆王を称し、世世統を伝う」に改変している。この『後漢書』の改竄が後世の学者たちを困惑させることになる。

橋本は『魏略』を引用する『翰苑』倭国段「職を分けて官を命じ、女王を統べて部を列ぬ」条割注から、「魏略本文について考ふれば、対馬・一支・^(マフ)末蘆・伊都と順次にその大官及び副官を揚げし後、乃ち之を受けて『其国王、皆属女王也』といふのであるから、『其国王』とは以上列挙せし各国の国王を意味するものとして認むべきかの如き文脈をなしているのである。(略)陳寿は魏略に依りてこの文を作る際に、『其国王』なる文字を『世有王』に改変して、その次の『皆』なる文字はそのままとなし置きしため、魏略の場合に有効なる文字が魏志の場合には無用の文字となつたのであるまいか(前掲書)と論じている。『倭人伝』が伊都国について記す「世有王皆統属女王國」を「世王あるも、皆女王國に統属す」と読む橋本の予断が『魏略』の「其の国王、皆女王に属すなり」と読める文章に根拠を求めたのであり、その呼び水として『後漢書』の「國、皆王を称し、世世統を伝う」が大きく作用したものと思う。結果として橋本は『後漢書』による『倭人伝』の改竄を、『倭人伝』による『魏略』の改変にすり替えることになったのである。

范曄が『後漢書』を撰述した元嘉9(432)年頃は、わが国は履中天皇(在位430~35年)の時代である。既に畿内に大和王権が存在し、仁徳天皇(在位413~29年)は東晋や宋に遣使している²⁾。宋の高官である范曄の改変は悪意の改竄ではなく、自らの立場で得られる最新の知見に基づく善意の修正であったかもしれない。

しかし范曄は、邪馬台国の時代から『後漢書』を撰述した5世紀までの凡そ2世紀の間に、日本列島の政治地図が大きく変貌していたという事実に考えが至らなかつたのである。

私たちは「定説」という障壁を乗り越え、『後漢書』の「予断」に満ちた文章に聊かも惑わされることなく、『倭人伝』を再検討しなければなら

ない。その行く先には眞の「伊都国」「邪馬台国連合」の姿がはっきり見えてくる筈であり、「邪馬台国連合」の成立の経緯さえも明らかになるに違いない。
(了)

註1 「東治」につき、『倭人伝』影印南宋紹熙刊本は「東治」に作るが、福建省福州付近の県を指していることにかわりはない。

註2 神武元年を紀元前660年とする『日本書紀』の紀年では、仁徳元年は313年、履中元年は400年であるが、『允恭・安康紀』までの『日本書紀』の紀年は各段階で相応の「遡及と引き延ばし」が行われている。これを『三国史記』『晋書』『宋書』など外国史料を参考に修正すれば、仁徳元年、履中元年はそれぞれ413年、430年となる。